

# 社会福祉法人 尾道市社会福祉協議会 まちかどフードパントリー尾道協力会員に関する要領

第1条 この要領は、まちかどフードパントリー尾道（以下「本事業」という。）  
事業要綱第11条から第13条までの規定による協力会員について定める。

第2条 会員とは、本事業の目的に賛同し、会費の納入により協力する個人または企  
業・団体とし、以下の2種類とする。

- (1) 個人会員（個人の意思に基づき、会費を支払うもの）
- (2) 企業・団体会員（企業または団体として、会費を支払うもの）

第3条 会員の会費は年額（年度制）とし、1口 5,000円を基準に会員の希望に応じ  
て複数口での会費も受け取るものとする。

第4条 会費は、フードパントリーで提供する食料品等の購入費及び、事業運営にか  
かる雑費として運用する。

第5条 入会は、毎年度所定の会費の納入したものをもって入会とする。次年度の年  
会費を納入しない場合は、当該年度の終了をもって自動的に退会したものとみなす。

第6条 この要領の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

## 付 則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。